

一般社団法人魚沼ものづくり振興協議会 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人魚沼ものづくり振興協議会（以下「当法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を新潟県魚沼市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、地域の中小企業が連携した取組みにより、企業構造の高度化を促進し、技術を育て地域産業を創るまちづくりを目指し、もって地域経済の発展、市民生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生産企業及び製品の調査及び収集に関する事業
- (2) 品質の向上、市場競争力強化に関する事業
- (3) 魚沼ブランドに関する事業
- (4) 宣伝に関する事業
- (5) 受発注に関する事業
- (6) 新製品の開発に関する事業
- (7) 人材育成に関する事業
- (8) 産・学・官の協働ものづくり創造に関する事業
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 当法人の会員は、2種類とし、当法人の目的に賛同する正会員と賛助会

員とする。

(1) 正会員

- ① 魚沼地域でものづくりに関する事業を営んでいる法人又は個人事業主
- ② 将来、魚沼地域でものづくりに関する事業を営もうとする法人又は個人事業主

(2) 賛助会員

当法人の事業を賛助する法人又は個人事業主

- 2 前項の正会員及び賛助会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 当法人に入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、執行委員会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 当法人の会費は、会長が社員総会の承認を得て別に定める。

- 2 会員は、当法人が定めた会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することによりいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき
- (2) 会員が死亡し又は解散したとき
- (3) 会費を6ヶ月以上納入しないとき

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員及び賛助会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は年1回毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会員総数の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第17条 正会員及び賛助会員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除

き、総会員の議決権の2分の1以上を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第20条 理事又は会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員)

第22条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長とし、1名を事務局長、1名を会計とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、事務局長及び会計は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人及びその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の制限)

第24条 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(監事の制限)

第25条 監事のうち、監事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、監事総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である監事の合計数は、監事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された順序によって、その職務を代行する。
- 4 事務局長は、会長及び副会長を補佐し、当法人の事務の処理をする。

- 5 会計は、当法人の会計の職務を行う。
- 6 会長、事務局長及び会計は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第31条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、事務局長及び会計の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けな

ればならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類についてはその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局、委員会及び部会

(事務局)

第44条 当法人の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(執行委員会)

第45条 執行委員会は、会長、副会長、会計及び事務局長で構成し、会長が召集する。

2 執行委員会は、総会及び理事会で審議する事項並びに会員の入会その他当法人の事業及び運営に関し、会長が必要と認める事項について審議し決定する。

(委員会、部会)

第46条 当法人は、事業推進のため委員会及び部会を置くことができる。

2 委員会及び部会の構成、その他必要な事項は、別に定める。

第10章 その他

(細則)

第47条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。ただし、理事会の決議により、会長、事務局長又は各委員会に委任することを妨げない。

附 則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時役員)

第49条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設 立 時 理 事 井 口 孝 司

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 設立時理事 | 山 | 本 | 宏 | 道 |
| 設立時理事 | 加 | 藤 | 正 | 樹 |
| 設立時理事 | 松 | 田 | 光 | 正 |
| 設立時理事 | 高 | 橋 | | 豊 |
| 設立時理事 | 小 | 川 | | 茂 |
| 設立時理事 | 熊 | 田 | | 実 |
| 設立時理事 | 覚 | 張 | 秀 | 都 |
| 設立時理事 | 小 | 関 | 義 | 信 |
| 設立時理事 | 安 | 部 | 川 | 洋 |
| 設立時理事 | 風 | 間 | | 健 |
| 設立時理事 | 栞 | 原 | 浩 | 二 |
| 設立時理事 | 五 | 十 | 嵐 | 一 |
| 設立時理事 | 星 | | 光 | 男 |
| 設立時理事 | 那 | 須 | | 元 |
| 設立時理事 | 青 | 柳 | | 誠 |
| 設立時代表理事 | 井 | 口 | 孝 | 司 |
| 設立時監事 | 中 | 村 | 武 | 信 |
| 設立時監事 | 桑 | 原 | 文 | 夫 |

(設立時社員)

第50条 当法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

新潟県魚沼市今泉463番地

山田精工株式会社

新潟県魚沼市小出島85番地11

株式会社ソフト・ドゥ

新潟県魚沼市中原172番地2

株式会社加藤精工

新潟県魚沼市小平尾91番地

松喜合資会社

上記は当法人の定款に相違ない

一般社団法人魚沼ものづくり振興協議会

代表理事 井 口 孝 司